

昭和二十九年一月十九日提出
質 問 第 三 号

富士山頂払下げに関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十九年一月十九日

提出者 古 屋 貞 雄

衆議院議長 堤 康次郎殿

富士山頂払下げに関する質問主意書

第一点

イ 政府が、宗教法人である富士本宮浅間神社に対し富士山頂八合目以上の国有地を無償にて譲与するがごときは憲法第八十九条に該当し、憲法違反行為であることは説明を必要としないほどあきらかな事実であると確信するが、政府の所見如何。

ロ 富士本宮浅間神社の政府に対する該土地譲与申請の根拠は、昭和二十二年法律第五十三号に基くものであるが、該法律は、わが国占領中連合国の命令により制定せられた沿革をもつ、いわゆるポツダム法律であり、占領政策終了後の現在なお、そのまま形式的には存続しているが、その規定する内容それ自体が前記のごとくその後効力を生じた憲法第八十九条に違反するがゆえに憲法第九十八条に該当する法律であつて、同条により効力を有しないと確信するが、政府の所見如何。

第二点

イ 富士山が、日本唯一の高山として又その秀麗な雄姿は、古来わが国の象徴として国民はもちろん世界の人々より渴仰せられており、ことに明治以来交通の発達により、まのあたりその威容に接する者がその数を増し、さらに登山の普及により富士山は最もポピュラーな登山の対象となり、世界の名山として全世界に宣伝せられるに至つた。かくして富士山はいにしえより国民のものであるという強い国民感情によつて支配されており、このことは何人も否定し得ない顕著な事実である。すなわち国民の富士山に対する感情は、富士山をもつて典型的なというよりはむしろ唯一無比の、しかも日本国土とともに永遠に変わることのないその象徴とかく考えている。その意味においてこの国民感情は、絶対性を有するものといふことが出来る。かかる富士山に対する国民感情は、法律上の利益（民法第七百十一条と同趣旨）として、しかも公益性を有するものと信ずる。この事實は、昭和二十二年勅令第九十号第二条中「その他公益上（中略）国において特に必要があると認めるものは国有として存置し、前条の規定にかかわらず譲与又は売払をしない」に該当するものと信ずる。従つて富士山本宮浅間神

社の富士山八合目以上の土地譲与の申請は却下すべきものと考えるが、政府の法解釈と所見如何。

ロ さらに富士山頂八合目以上は、富士箱根国立公園の核心部であつて特別保護地区(国立公園法第八条の二)として国において直接管理して完全な公共性を維持し(公共福祉用財産)、もつて将来永遠にわたつて広く内外人の一般利用に供することが公益の維持増進上絶対必要であると確信するが、政府の方針如何。

右質問する。